

令和5年度 鹿児島市立松原小学校 「生活のきまり」

鹿児島市立松原小学校

1 登下校について

- (1) 標準服を着用し、黄色の帽子をかぶります。
- (2) 決められた通学路を登下校します。道路を渡るときは、信号機のある所か横断歩道のある所を渡ります、
- (3) 7：45～8：00の間にゆとりをもって登校するようにします。(開門は7：45)
- (4) 帰りの会が終わったら速やかに下校します。特別に用事がある場合は、担任の先生に許可をもらい、遅くとも16時40分には下校します。
- (5) 特別な事情のない限り、歩いて登下校します。
- (6) 防犯ブザーを目に付きやすい部分に必ず付けます。自分や友達が危ない時や助けてほしい時には、ブザーをすぐに鳴らします。
- (7) 交通保護員や地域の方々、保護者、友達や先生方に気持ちのよいあいさつをします。
- (8) 学校にいったん登校したら、忘れ物があっても取りに帰りません。また、いったん下校したら、勝手に校舎内に入ってはいけません。どうしても必要な場合は、担任又は職員室にいる先生に許可をもらいます。

2 服装・持ち物について

- (1) 持ち物には必ず記名をします。また、学習に必要な物以外はもってきません。
- (2) 松原小指定の標準服(夏用・冬用)を着用します。特別な事情がある場合には、学校の許可をもらい学校生活にふさわしい服装を着用します。転入した場合は、一定期間前の学校の標準服を着用しても構いませんが、帽子は本校のものを着用します。
- (3) 冬季の服装(12月～3月)については、次のように決めています。
 - ・ 登下校の際は、標準服の上着の他に防寒着(ジャンパー類、手袋、マフラー、ネックウォーマー等)を着用してもよいこととします。
 - ・ 安全上、ベンチコート類の膝下までくるような防寒着は登下校時に着用しないようにします。
 - ・ 教室に入ったら手袋、防寒着を脱ぎます。ただし、朝の自主活動や昼休みなどに校庭で活動するときの着用は認めます。 ※感染症予防対策で教室換気を常に行う場合、室内でも防寒着を着たままでよいことがあります。
 - ・ 標準服の上着の下には、ベストやセーター類を着用しても構いません。(紺や黒、白色系のものとし、フード付きのトレーナー等は着用しません。)
 - ・ 登下校の際は、シャツ又は上着とし、ベストやセーターで登下校しません。(登校後は、ベストやセーターのまま行動するのは可とします。)
- (4) 体育では、松原小指定の体育服を着用します。
- (5) ネームは、縫い付けるタイプか安全ピンで留めるタイプのものを必ず着用します。
- (6) 髪はパーマをかけたり、色を染めたりしません。(※特別な事情がある場合は担任に相談してください。) また、髪留め類は紺や黒・茶系を基調としたものとします。健康衛生・安全上、
 - ・ 髪の毛が目にかからないようにします。
 - ・ 髪の毛が肩にかかる長さは結ぶようにします。
- (7) 靴や靴下の色は、白色を基調としたものにします。また、靴やシューズ等はかかとを踏みつぶさないようきちんと履きます。
- (8) 女子は防犯上の理由から、スカートの下にスパッツ等を着用することを認めます。
- (9) 肌着は体操服や標準服からはみ出ないものを着用します。

3 校内での過ごし方

- (1) 靴箱やトイレのスリッパ等、履物をきちんと揃えて入れます。
- (2) 友達と仲良くし、元気に遊んだり勉強したりします。
- (3) 教室や廊下、階段で走り回ったり大声をあげたりしないように気を付けます。
- (4) 返事や言葉遣いに気を付けて、お互いが気持ちよく過ごせるようにします。

(※友達は、「くん」や「さん」を付けて呼びます。相手を傷付ける言葉は使いません。)

- (5) 特別教室や体育館は、担任の許可をもらってから一緒に使います。(先生がいない場合は使用できません。)
(※昼休みの体育館はルールに従って使用できます。)
- (6) 特別教室や職員室へ入る際は、きちんとあいさつをします。
入室・・・「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事があります。入ってもいいですか。」→「失礼します。」
退室・・・「失礼しました。」
- (7) 図書室では、利用のきまりをきちんと守り、図書室の先生の話をよく聞きます。
- (8) 校内を訪問されるお客さんには、気持ちのよいあいさつをします。

4 給食時間の過ごし方

- (1) 手洗いとうがいをしっかりすませて、マスクをして自分の席で静かに待ちます。当番の人は、きちんと並んで安全に気を付けて運搬します。
- (2) 給食の後は、後片付けや歯みがきをしっかりとします。

5 クリーンタイム

- (1) 始まりの時刻を守り、時間いっぱい、一生懸命そうじをします。
- (2) 用具は、ていねいにあつかい決められた場所にきちんと片付けます。また、そうじの後は、手洗いやうがいをきちんとします。

6 その他

- (1) 学校を欠席する時や遅刻をする時には、遅刻・欠席届を担当(学校)に提出します。ただし、緊急の場合は電話でも構いません。
- (2) 松原小の、自転車のきまりは次のとおりです。
 - ① 道路(公道)で乗れるのは4年生以上とします。(※4年生は交通安全教室後)
 - ② 交通ルールを守って乗ります。(ヘルメット着用、2人乗り・手放し運転の禁止等)
 - ③ 自転車の乗り方の練習は、保護者と一緒に公園・学校(許可を受ける)でします。
- (3) 用もないのに子供だけでお店に入りません。
- (4) 道路や空き地、駐車場では遊びません。必ず公園か校庭で遊びます。
- (5) 校庭は、平日のみ利用できます。ただし、帰宅時刻の15分前には校庭を出るようにします。
(※ 学校に職員がいない日は使用できません。)
- (6) 公園や校庭では、ルールやマナーを守り、他の人に迷惑を掛けないように遊びます。
- (7) 危険なもの(エアガン、ライター、ナイフ等)を持ち歩いたり、危険な遊びをしたりしません。
- (8) カード類やゲームソフト類の貸し借りや売買をしたり、子供同士で物をおごったりしません。
- (9) 校区外へ子供たちだけで出かけません。
- (10) ゲームセンターやゲームコーナーでの遊びは、大人と一緒にでも望ましくありません。
- (11) 下校後や休日、友達の家の人がない場合は、他人の家に上がってはいけません。
- (12) 友達の家への外泊は禁止します。
- (13) 情報端末(携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、パソコン等)は、フィルタリングをするなど家庭でのルールや約束を決めてから利用します。また、これらの情報端末を使って、夜9時以降に他の人とやり取りはしません。(※甲東中校区内のPTA申し合わせ事項。)
- (14) 友達の写真やプロフィール等をインターネット、SNS等にアップロードしません。
- (15) 帰宅時刻を守ります。
(夏時刻) 4月始業式～9月：午後6時までに帰宅) (冬時刻) 10月～4月春休み：午後5時までに帰宅)
- (16) 川や池、海での遊び、魚釣り等は子供だけでは行きません。大人と一緒にでもライフジャケットを着用するなど安全には十分に気を付けます。
- (17) 見知らぬ人に誘われるなど不審者に会ったら「いかのおすし」を実行します。